

与那国町立各幼稚園長 殿
与那国町立各小・中学校長

与那国町教育委員会
教育長 田原 伊明
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関連する対応について【第10報】(依頼)

本町では5月7日(木)に各幼稚園、小・中学校が再開されましたが、各園及び学校での対策により、大きな混乱がなく一週間が過ぎたところです。

さて、みだしのことについて、5月18日(月)から下記のとおり変更しますので、御対応をよろしくお願いします。

記

1 部活動、スポーツ少年団への対応

以下の点に留意した上で、再開してもよい。

- ・ 一斉臨時休業により運動不足となっている児童生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、児童生徒の怪我防止には十分に留意すること。
- ・ 児童生徒が密集する活動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をすること。
- ・ 使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、児童生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・ 体育館や教室など屋内で実施する活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用(消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒)など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
- ・ 活動時間や休養日については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に準拠すること。その際、感染の拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組むこと。

【令和2年4月24日付け「教義120号」】の「問46 部活動の実施に当たり、どのような点に留意すべきか」への回答から(一部改変)

2 郡外渡航への対応 ※不要不急の渡航は自粛する

- (1) 緊急事態宣言発令中の都道府県の場合(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、北海道、京都府の8都道府県)5/14現在

帰島後2週間は、登校(園)及び出勤をせず、自宅待機とする(出席停止扱い)。
同居する家族が渡航した場合も、同様の対応とする。

- (2) (1)以外の場合

帰島後2週間は、健康観察特定対象者として、従来通りの「登校(園)前、帰宅後の検温」に加え、健康状態の確認徹底を図る。
同居する家族が渡航した場合も、同様の対応とする。

【本件担当】

与那国町教育委員会 教育課
教育課長 磯部 大輔

TEL : 0980-87-2002 FAX : 0980-87-2074

E-mail : kyouiku-kachou@town.yonaguni.okinawa.jp